

糸満市

医療的ケア児の教育・保育支援に 関するガイドライン

糸満市こども未来部

保育こども園課

令和6年7月1日より施行

令和8年1月28日改正

令和8年4月1日改正

目次

第1章 基本的事項	4
1 ガイドラインの目的	
2 医療的ケア児の受け入れに関する基本的な考え方	
(1) 「すべての子ども」の教育・保育機会の確保	
3 教育・保育施設等で行う医療的ケア	
(1) 医療的ケアの内容	
(2) 教育・保育施設等が提供する医療的ケアの内容	
(3) 共通確認事項	
(4) 対象児童	
(5) 利用日時	
(6) 医療的ケア実施者	
(7) 提供体制	
(8) 医療的ケアを実施する際の留意事項	
第2章 利用開始までの流れ	11
1 利用相談の流れ	
2 利用相談から利用開始までの対応	
(1) 利用相談	
(2) 教育・保育施設等利用申込書の申請	
(3) 検討会の開催	
(4) 利用調整及び調整結果の通知	
(5) 教育・保育施設等との面談	
(6) 支援者連絡会(関係機関等との連携体制の整備)	
(7) 入所・利用開始	
第3章 教育・保育施設等の生活	17
1 集団生活での配慮	
(1) 職員連携	
(2) 慣れる保育の実施	
(3) 一日の流れ	
(4) 行事・園外活動等の対応	

2 日常の保育実施にあたっての留意点	
(1)他の保護者・児童への説明・対応	
(2)教育・保育施設等内での感染症の対応	
第4章 関係機関との連携	20
1 医療機関との連携	
(1)主治医医療機関との連携	
(2)嘱託医との連携	
(3)地域の医療機関(かかりつけ医・訪問看護)等との連携	
(4)消防との連携	
(5)かかりつけの地域の薬局との連携	
2 福祉関係機関との連携	
(1)医療的ケア児等コーディネーターとの連携	
(2)相談支援専門員との連携	
3 保健関係との連携	
4 保護者との連携	
5 教育関係(糸満市教育委員会・小学校・特別支援学校)との連携	
6 その他	
第5章 安全管理について	24
1 緊急時への対応	
2 災害時への備え・対応	
3 事故報告やインシデント管理について	
4 訓練の実施について	
第6章 その他	28
1 職員のスキルアップに対する支援	
参考文献	29
資料(医療的ケア様式)	30

第1章 基本的事項

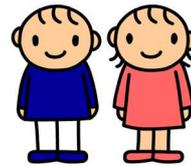
1. ガイドラインの目的

本ガイドラインでは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを要する児童(以下、「医療的ケア児」という。)が本市の教育・保育施設等*で受け入れる際に必要となる基本的な考え方や留意事項等を示すことにより、医療的ケア児の円滑な受入れや安全で安心できる教育・保育施設等の利用を図ることを目的としています。

なお、医療的ケア児の受け入れに当たっては、地域における医療的ケア児の保育ニーズや教育・保育施設等の状況等を十分に把握したうえで、個々の状況に応じ、安全性を確保しながら医療的ケアと保育が提供されるよう、医療、保健、福祉、教育をはじめとした関係機関との連携が不可欠です。

*教育・保育施設等とは・・・

- ①認可保育所
- ②認定こども園
- ③幼稚園
- ④小規模保育事業
- ⑤認可外保育施設(居宅訪問型保育事業、企業主導型保育事業及び従業員の福利厚生を目的で設置された施設を除く)



2. 医療的ケア児の受け入れに関する基本的な考え方

(1)「すべての子ども」の教育・保育機会の確保

近年の医療技術の進歩に伴い、日常生活のうえで医療的ケアを必要としている子どもの数は年々増えており、医療的ケア児を含めた「すべての子ども」を受け入れることを目指すインクルーシブな保育が推進されるようになってきています。

医療的ケア児を教育・保育施設等で受け入れることは、在園する子どもたちにとっても刺激となり、多くの学びをもたらすものです。「多様性」を体験的に理解することは、子どもたちの成長にとって大切なことです。児童福祉の理念に基づけば、教育・保育サービスの利用は、医療的ケアを必要とする児童も含めた障がいのある児童の健全な発達を保障するために認められる権利であり、必要な配慮のもとに、他の児童と等しく保育を受けることができるようにすることを目指すことが求められます。

3. 教育・保育施設等で行う医療的ケア

教育・保育施設等は、生活を基盤とした子どもとの関わりの場であり、子ども一人ひとりの心身共に健やかな成長と発達を保障することが求められています。医療的ケア児についても、健やかな成長・発達のために一人ひとりの発達・発育状況に応じた教育・保育を提供することが重要です。

医療的ケア児を含むすべての子ども一人ひとりの育ちを保障するため、集団生活を通して、相互に豊かな関わりを持てるよう、教育・保育を提供することが重要であり、子ども同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮した子ども相互の関わりや関係づくりを支援することも重要です。

(1) 医療的ケアの内容

医療的ケア児支援法において、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」と定められており、教育・保育施設等で提供する主な医療的ケアの内容については厚生労働省の令和 2 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」(以下「国ガイドライン」という。)に基づき次の表のとおりとします。

医療的ケアの種類	医療的ケアの内容例
服薬管理 (医療関連資格保持者)	・主治医の処方箋に基づき、薬の管理を日々行い、指定された時間に服薬援助を行います。処方された薬を処方通りに正しく服薬できる習慣を身に付け、薬の飲み忘れの防止、受診への意識付けを図る。
吸入	・呼吸器系の疾患等を持つ患者が薬剤を吸入、あるいはスチーム吸入する。
吸引 (特定行為事業者も可)	・痰や唾液、鼻汁などを自分の力だけでは十分に出せない場合に、器械を使って出す手伝いをする。 ※吸引は、本人にとって決して楽なものではないですが、痰や唾液を取り除くことで、呼吸を楽にし、肺炎などの感染症を予防するために必要なこと。
気管切開部の管理 (特定行為事業者も可)	・気管とその上部の皮膚を切開してその部分から気管カニューレを挿入することで気道を確保しているものについて、気管カニューレ周辺の管理を行う。

人工呼吸器の管理 <small>(医療関連資格保持者)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器(肺を出入りする空気の流れを補助するために用いる機械であり、その目的は適切な換気量の維持、酸素化(酸素が血液に取り込まれること)の改善、呼吸器仕事量(呼吸のために呼吸筋群が行う仕事量)の軽減を図るもの)の動作確認や設定等の管理を行う。
酸素療法 <small>(医療関連資格保持者)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸機能等の低下が原因で、体内の酸素が不足している場合に、酸素供給器等を使い、酸素を補う。
経管栄養 <small>(特定行為事業者も可)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の口から食事をとれなくなった人に対し、鼻あるいは口から胃まで挿入されたチューブや胃ろう・腸ろう(胃や腸から皮膚までを専用のチューブで繋げる)を通じて、栄養剤を胃や腸まで送ること。
インスリン注射 <small>(皮下注射の管理を含む)</small> <small>(医療関連資格保持者)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病によりインスリンの分泌が十分でない場合等、定期的もしくは、身体状況や医師の指示に合わせて主に皮下注射によりインスリンを補う。
血糖測定 <small>(医療関連資格保持者)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・血糖測定器を使用して血液内のグルコース濃度(血糖値)を測定する。
導尿 <small>(医療関連資格保持者)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・排尿障がいにより、自力で排尿が難しい場合に、膀胱にカテーテルを留置し、排尿を誘導する。 <p>※子どもの場合、成長に伴い自分で導尿ができるようになる場合もあります。また、導尿の際に必要な身体介助や清潔操作のは医療行為には当たらない。</p>
人工肛門等の管理(ストーマ) <small>(医療関連資格保持者)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・病気などにより自然な排便が難しい場合に、腹部に排使用のルートを設け、その先に設置された人工肛門及びそれにかかる装具を管理する。 <p>※装具の開発が進み、生活上の不便や不快感は少ない。 ※人工肛門の装具の交換、排泄物の処理は医療行為に当たらない。</p>

※上記については医療行為の高度化等を踏まえ、定期的に見直しを行い、内容の適正化を図るものとします。

(2)教育・保育施設等が提供する医療的ケアの内容

- ①疾病等の治療を目的としないもの。
- ②当該医療的ケア実施者等が主治医からの指示を受けたもの。
- ③教育・保育施設等内にて当該医療行為を行うことに支障がないと認めるもの。
- ④糸満市医療的ケア実施等検討会(以下「検討会」)にて、教育・保育施設等において人員配置や施設設備の状況から、安全な保育の提供が可能であると判断されるもの。

(3)共通確認事項

医療的ケア児が教育・保育施設等を利用するにあたっては、医療的ケア児の安全を確保する観点から、医療的ケア児の状態、集団生活への対応、医師との協力関係等を確認したうえで、教育・保育施設等の人員配置や設備環境等も踏まえ、安全な利用が可能かどうかについて、確認することが必要です。個々の医療的ケア児の状況によって、確認する事項も異なるが、共通的に確認する事項として次の通りです。

共通的に保護者と確認する事項

①在宅での状況

事前相談の時点で保護者による医療的ケアの提供のもと、在宅での生活の様子。

②症状の現状や変化

病状や健康状態が安定しているかどうか。

③集団生活への対応

(ア) 感染症による基礎疾患の悪化や合併症の発症等のリスクの程度。

(イ) ほかの児童との集団生活の可否。

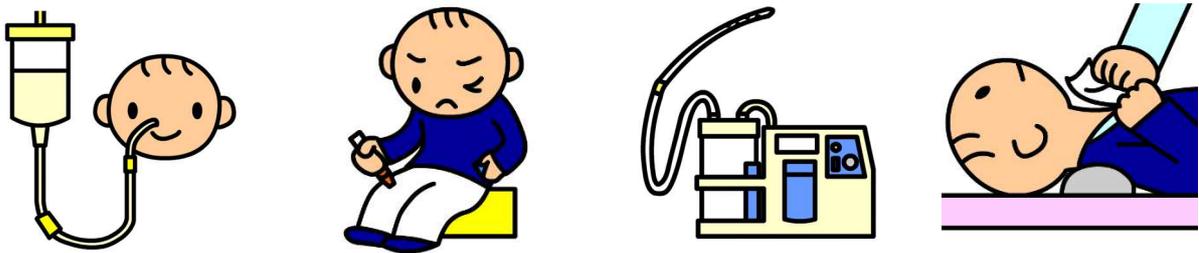
(ウ) 集団生活を送ることが、児童の健康への過度な負担とならないかどうか。

④医療機関との協力関係

同行受診や面談、医療的ケアの手技指導等、主治医等との連携が可能かどうか。

(4)対象児童

- ①市内に住所を有し、教育・保育の必要性がある児童。
- ②保護者から医療的ケア実施の申請があった児童のうち、主治医から集団保育が可能と判断され、かつ検討会において受け入れが可能と判断されている児童。
- ③上記のいずれにおいても該当しないが、特に必要と認められる場合は、対象とする場合がある。



(5)利用日時

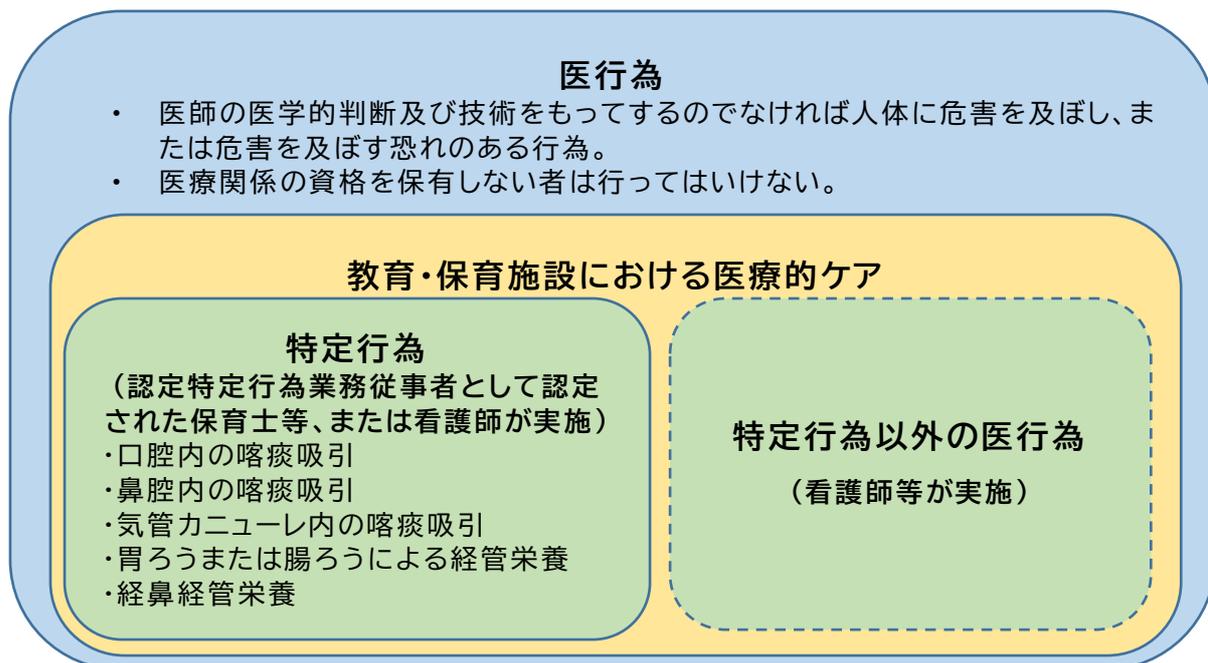
医療的ケア児の健康状態、保護者が保育を必要とする就労等の状況、教育・保育施設等に配置された医療的ケア実施者等や保育士の受け入れ体制等、これらの状況を勘案し、教育・保育施設等と保護者の同意のうえ、決定します。

(6)医療的ケア実施者

- ①医療的ケア実施者は、教育・保育施設等に配置された看護師、保健師、助産師、医師又は委託先法人において主治医(医療機関)の指示に基づいて実施する者となります(以下「医療的ケア実施者等」という。)
- ②上記のほか、保育士等で社会福祉士及び介護福祉士法に基づく「喀痰吸引等研修*(第3号)」を修了し、業務の登録認定を受けた者(以下、「認定特定行為業務従事者」という。)とします。ただし、(ア)口腔内の喀痰吸引(イ)鼻腔内の喀痰吸引(ウ)気管カニューレ内の喀痰吸引(エ)胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(オ)経鼻経管栄養の5つの医療的ケアに限ります。

*「喀痰吸引等研修」の受講は、教育・保育施設等で保育する特定の医療的ケア児に対して、保育士等が定められた範囲の医療的ケアを行うための基本的要件です。(詳しくは沖縄県喀痰吸引制度についてのHP参照。)

図表 保育士等が行うことのできる医療的ケアの内容と範囲



医療的ケア実施者に突発的な事象や変更が発生した場合、安全に実施するための準備が整うまでの間において医療的ケアの対応を保護者に協力を求める場合、及び医療的ケア実施者の配置が整わない状態が継続するなど保護者に再確認する必要がある場合等は、早急に保護者と協議すること。

(7)提供体制

教育・保育施設等における医療的ケアの提供体制としては主に以下の4つのパターンがある。複数の方法を組み合わせて対応する場合もあり、教育・保育施設等や医療的ケア児の状況に応じて検討する必要があります。

- ① 既に教育・保育施設等に配置されている看護師が行うパターン
- ② 新たに看護師を教育・保育施設等に配置して行うパターン
- ③ 本市または教育・保育施設等から委託を受けた訪問看護事業所や児童発達支援事業所等の看護師等が行うパターン
- ④ 喀痰吸引等研修を受けた者が行うパターン

(8) 医療的ケアを実施する際の留意事項

①看護師や認定特定行為業務従事者が医療的ケアを行う場合には、医師の指示が必要であること(保健師助産師看護師法第5条及び第37条、社会福祉士及び介護福祉士法第2条)。

②認定特定行為業務従事者は、事業所ごとに登録が必要であること。

③医師の指示の下、教育・保育施設等では、あらかじめ定めた支援計画等に沿って医療的ケアを実施すること。

④保育現場は生活の場であり、限られた時間で健康状態を把握し、医療的ケアの実施可否を判断し、安全に医療的ケアを行うことが求められる。日々の医療的ケアを行う際には、次の(ア)～(オ)について留意する必要がある。

(ア)実際の医療的ケアの手順や留意点は子どもの状況によって様々であるため、医療的ケアの実施に当たっては、事前に主治医等に具体的な内容や留意点、準備すべきこと等について個別に確認し、指導を受けること

(イ)登園前の健康状態や登園中の様子に関する保護者への聞き取り、教育・保育施設等での様子や保育士等への聞き取りや観察等により、当日の健康状態を確認したうえで、医療的ケア実施の可否についてアセスメントすること

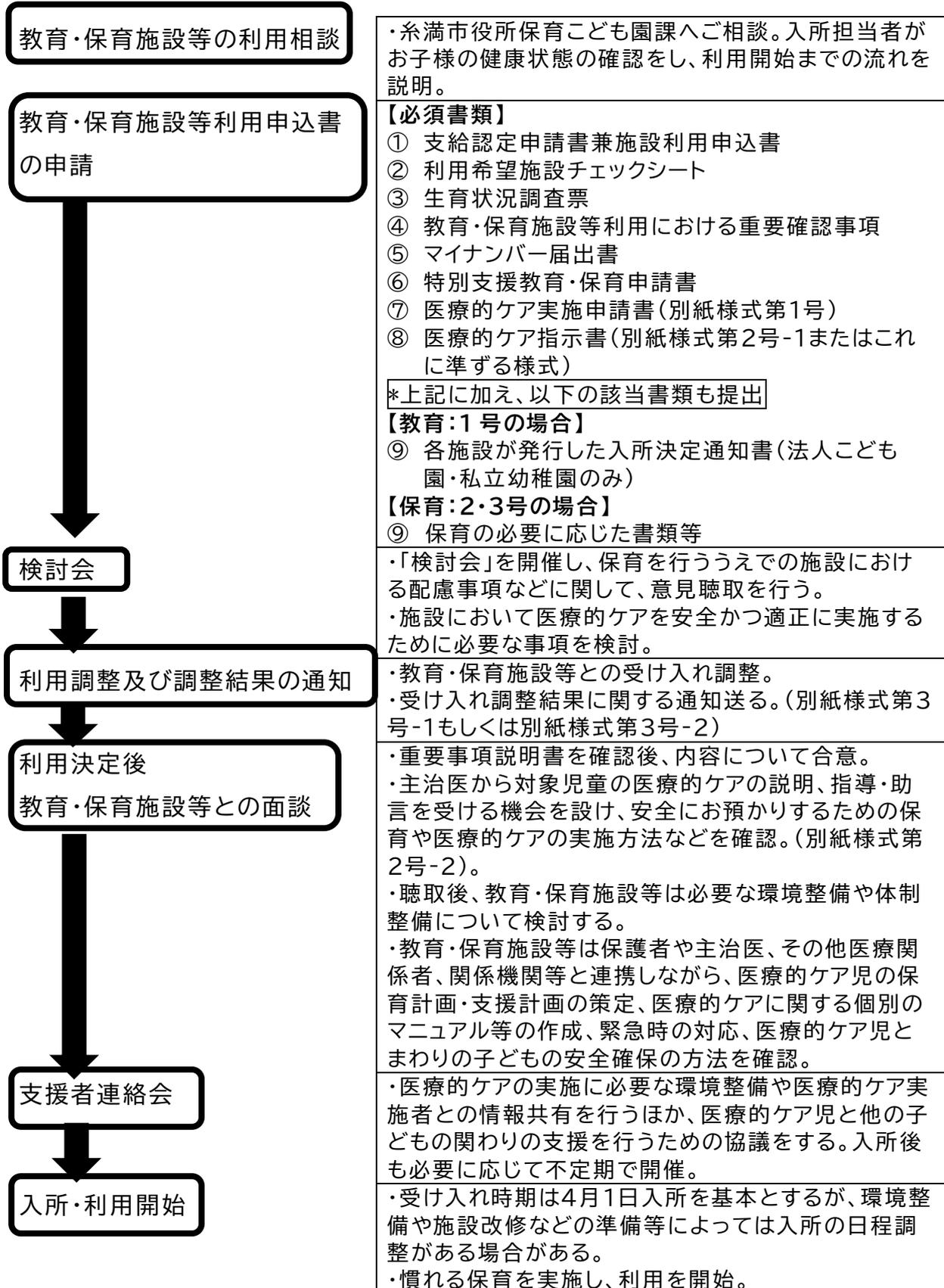
(ウ)実施可否について疑義が生じた場合は、あらかじめ定めた連絡方法により、保護者あるいは指定の医療機関等に連絡し、指示を仰ぐこと

(エ)医療的ケア児の安全確保、医療的ケアの質の担保のため、日々の健康状態や医療的ケアの実施結果を記録・保管すること

(オ)事故等の初期対応を含む危機管理に関する事項、事故等発生時の報告や再発防止に関する報告の仕組みをあらかじめ用意しておくこと



第2章 利用開始までの流れ



1 利用相談の流れ

保護者から医療的ケア児の教育・保育施設等利用相談があった場合、保育こども園課の入所担当者は、保護者に対して受け入れに関する方針や手続き、受け入れにあたっての留意事項について十分に説明し理解を得たうえで、集団保育の可否や医療的ケアへの対応について検討するために必要な情報の提供を依頼していく流れとなります。また、事前に教育・保育施設等と受入れの調整を行う必要があるため、利用申請における通常のスケジュールによらず別途利用調整を行います。

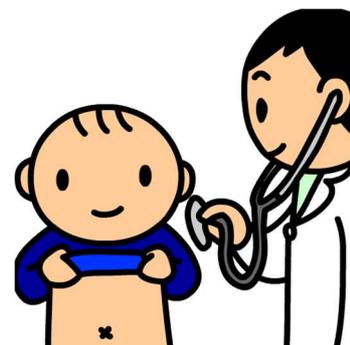
2 利用相談から利用開始までの対応

(1)利用相談

保護者は保育こども園課へ連絡し、利用相談にかかる日程調整を行ったうえで、相談を行います。その場合、保護者は次の書類を持参してください。

- ①医療的ケアの状況がわかる書類等
- ②母子健康手帳
- ③医療機関からの情報提供書 など

保育こども園課は、相談時において、医療的ケア児や保護者の状況を把握し、集団保育の可否、及び医療的ケア児が利用を希望する教育・保育施設等についての確認します。



(2)教育・保育施設等利用申込書の申請

保護者は、利用申請の締め切り日までに以下の必要書類をご用意のうえ、保育こども園課へ提出します。利用相談時に提出した必要書類に変更があった場合も同様とします。

- ①施設認定申請書兼施設利用申込書
- ②利用希望施設チェックシート
- ③生育状況調査票
- ④教育・保育施設等利用における重要確認事項
- ⑤マイナンバー届書
- ⑥特別支援教育・保育申請書
- ⑦医療的ケア実施申請書(別紙様式第1号)
- ⑧医療的ケア指示書(別紙様式第2号-1またはこれに準ずる様式)
- ⑨1号の場合→各施設が発行した入所決定通知書
- ⑩2号の場合→保護者の就労や疾病などの事由により保育が必要とする書類

支給認定を
受ける場合

申込内容について不明な点が生じた場合、保育こども園課は、適宜、医療的ケア児の状況及び実施する医療的ケアを確認します。なお、医療的ケアの対応について不明な点は、主治医医療機関に確認します。

(3)検討会の開催

①入所検討会

保育こども園課は、医療的ケア児の教育・保育施設等利用について入所申込を受け付けた場合、受け入れ可能性、医療的ケアの実施内容の可否等を判定するため、教育・保育施設等における配慮事項等を有識者による専門的な見地から意見を聴取するための検討会を実施します。

検討会は、利用調整の参考とするため、教育・保育施設等に対し、医療的ケアを安全かつ適正に実施するために必要な事項について聴取します。

※利用調整の結果、保留となる場合もあります。

②利用開始後の検討会

(ア)利用開始後の状態の変化による場合

教育・保育施設等へ入所後、医療的ケア児の健康状態の変化など、医療的ケアの内容が変更となった場合は、保育こども園課は必要に応じ検討会を開催します。

その場合、保護者は、主治医が記入した「医療的ケア指示書」(別紙様式第2号-1またはこれに準ずる様式)を改めて保育こども園課へ提出しなければなりません。保育こども園課は、必要に応じ主治医医療機関等に問合せなどし、その意見を検討会で加味しなければなりません。

(イ)利用開始後、新たに医療的ケアの必要が生じた場合

入所時には医療的ケアを要しなかった児童が在籍中に、医療的ケアが必要となった場合は、教育・保育施設等は、保育こども園課にその旨を報告しなければなりません。保育こども園課は、教育・保育施設等における人員体制や児童の健康状態、医療的ケアの内容を確認したうえで、検討会を開催し、現在入所中の教育・保育施設等で受入れ継続可否について判断します。

(4)利用調整及び調整結果の通知

医療的ケア児の受入れには、教育・保育施設等の受入れ準備にかかる時間を十分確保する必要があることから、通常の入所手続きとは別に、教育・保育施設等との受入れ調整の結果に関して、保育こども園課から保護者及び教育・保育施設等へ連絡します。保育こども園課は、受入れ調整結果の連絡と同時に、「医療的ケア指示書」(別紙様式第2号-1またはこれに準ずるもの)を教育・保育施設等及び医療的ケア実施者に送付する。受入れ調整結果の連絡を受けた教育・保育施設等は、医療的ケア児の入所のための準備(看護職員採用手続き、委託手続き、施設改修等)を進めます。

※既に医療的ケア児が在園している場合や複数の医療的ケア児が利用を希望している場合、教育・保育施設等の体制等の事情によっては、利用を希望しても入所できないこともあります。

※同一の教育・保育施設等に複数の申請があった場合には、保育の必要性等を踏まえて利用調整する場合があります。

(5)教育・保育施設等との面談

入所決定後、原則として、保護者が児童と一緒に教育・保育施設等を訪問し、入所にあたっての面談を行う。なお、面談にあたっては以下の事項に留意します。

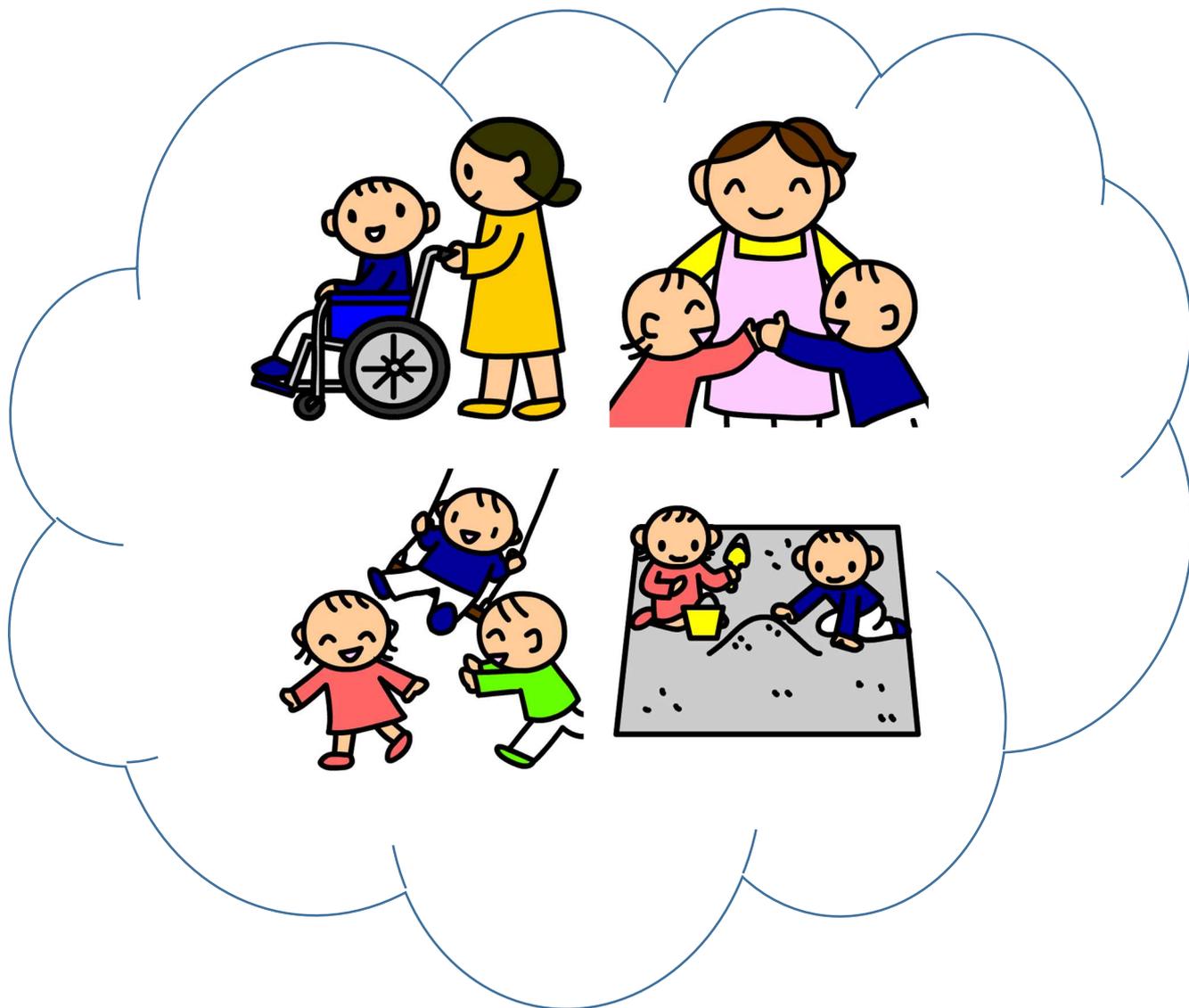
- ①教育・保育施設等が作成する重要事項説明書を確認後、内容について保護者と合意すること
- ②教育・保育施設等は、安全にお預かりするための保育や「医療的ケア指示書」(別紙様式第2号-1またはこれに準ずるもの)などの書類で医療的ケアの範囲、手順等の医療的ケアの実施方法などを確認すること
- ③教育・保育施設等は、医療的ケア実施者・保育士・保護者等の役割分担等の必要な人員配置や設備等について確認すること
- ④教育・保育施設等は、医療的ケアのために必要な環境整備(スペース、衛生管理等)、必要な物品の用意・管理方法、及び廃棄物の取扱い等の必要な環境整備について検討すること
- ⑤教育・保育施設等は、保護者や主治医、その他医療関係者、関係機関等と連携しながら、医療的ケア児の保育計画・支援計画の策定、医療的ケアに関する個別のマニュアル等の作成、緊急時の対応マニュアル等の作成をし、医療的ケア児とまわりの子どもの安全確保の方法を確認すること。
- ⑥教育・保育施設等は、保護者の同意のもと、教育・保育施設等職員や関係連携機関と情報を共有すること。
- ⑦教育・保育施設等は、やむを得ず医療的ケアが実施できない場合(医療的ケア実施者が欠勤等)の対応について確認し、保護者と合意すること。

(6)支援者連絡会(関係機関等との連携体制の整備)

医療的ケア児の受け入れにあたっては、一人ひとりの状況に応じて適切な医療と保育が提供されるよう、医療、保健、福祉、教育等の関連機関と連携して対応することが望まれます。保育こども園課は、保護者から相談があった際に関係機関と連携して円滑に対応するとともに、医療的ケア児を受け入れる教育・保育施設等の支援体制を確保するためにも、あらかじめ関係機関との連携を図るための協議の場を開催します。入所後も、医療的ケア児の状況に応じ、継続的に支援します。

(7)入所・利用開始

入所・利用開始は、原則として、新年度入所である4月1日入所を基本とします。ただし、環境整備や施設準備等に時間を要する場合は、当該準備が整った時期からの入所とします。なお、初入所後は、慣れる保育による施設利用を基本とします。



第3章 教育・保育施設等の生活

1 集団生活での配慮

(1)職員連携

医療的ケア児の受入れにあたっては、教育・保育施設等において、施設長が中心となって、入所前から、児童の医療的ケアの状況、発達や生活上の配慮、保護者の情報の把握し、担任保育士は「個別の教育及び保育支援計画・個別の指導計画」を作成し、他職員とその内容を確認することは大切です。

教育・保育施設等の職員は、日中の保育では、職員がローテーションで勤務している特性を踏まえ、医療的ケアや体調への配慮、保育の実施状況、緊急時の対応などの情報を職員間で申し送り・共有し、情報共有する仕組みを構築しておくことが重要です。教育・保育施設等の職員全員が自身の役割を理解し、役割に応じた取り組みを正確に実施していくことが大切です。

(2)慣れる保育の実施

教育・保育施設等へ入所することは、これまでの保護者との家庭での生活から、子ども同士や職員との集団生活へと変わるため、入所初期段階においては、“新たな環境に慣れること“が重要です。

入所にあたり保護者と施設長、医療的ケア実施者、担当保育士とで医療的ケアの内容や方法を相互に確認することや、安全に過ごすための配慮事項やリスク等を踏まえた具体的な個別支援計画を立てなければなりません。

入所後一定の期間は、保護者が付き添ったうえで短時間の慣れる保育を行い、保育の内容や医療的ケアの内容を保護者と教育・保育施設等で確認します。

なお、慣れる保育の期間は、個々の医療的ケア児の状況や医療的ケア実施者による医療的ケアの習熟等を踏まえて、保護者と教育・保育施設等と協議のうえ決定します。

(3)一日の流れ

①登園	受入れを担当する職員は、前日から登園までの家庭での様子や健康状態等について、「医療的ケア実施記録連絡票」(別紙様式第5号-1またはこれに準ずる様式)を活用しながら保護者に確認し、職員間で共有します。医療的ケアに必要な器材や物品も保護者から預かります。
②日中の保育	医療的ケア児の健康状態を考慮しながら、1日の保育の流れに沿って、医療的ケア実施者、保育士等職員が担当する役割を確認し、職員間で連携を図りながら保育します。また、安全を確保したうえで、可能な限り他児と積極的な関わりを持ちながら過ごすことができるよう配慮します。
③医療的ケアの実施	教育・保育施設等で実施する医療的ケアは、主治医の「医療的ケア指示書」(別紙様式第2号-1またはこれに準ずる様式)に基づき、あらかじめ保護者と確認・合意した内容及び方法で行います。また、実施した医療的ケアを「医療的ケア記録書」(別紙様式第5号-2またはこれに準ずる様式)に記録し、職員間で共有します。
④降園	教育・保育施設等の職員は、お迎え時には、「医療的ケア実施記録書」(別紙様式第5号-2またはこれに準ずる様式)を用いて医療的ケア児の日中の様子や医療的ケアの実施状況等を保護者等(保護者の同意を得た送迎する事業所も含む。)に伝えるとともに、登園時に預かった器材や物品の残量を確認し、これを返却します。 ※登園時と降園時に担当する職員が異なる場合も想定されるため、職員間での情報共有・引継ぎを徹底します。 ※降園後、他の職員と共有すべき事項がある場合は、施設長を含む、関係する職員と医療的ケア日誌の回覧等により情報共有します。

(4)行事・園外活動等の対応

遠足など施設外での活動やプール活動に際しては、通常保育と比較してリスクが大きいことから、常に医療的ケア実施者が付き添うなど、緊急時の連携体制の確保を含め、安全確保措置を十分に講じる必要があります。

教育・保育施設等は、個々の医療的ケア児に合った無理のない行事・園外活動等を計画し、あらかじめ保護者へ説明し、その理解を得ることが必要です。行事・園外活動の内容等によっては主治医医療機関にも確認する必要があります。

医療的ケア児が各種行事や園外活動へ参加できるように努めます。行事・園外活動等に保護者の同伴を求める場合は、その必要性などを十分に検討し、保護者の理解と協力を得ます。

2 日常の保育実施にあたっての留意点

(1)他の保護者・児童への説明・対応

教育・保育施設等は、他の保護者・児童に対し、医療的ケア児の保護者の同意を得たうえで、クラスに医療的ケア児が在籍することについて説明し、共に保育を行うことに対して理解を得られるよう努めなければなりません。

また、幼児クラスでは、他の児童が医療的ケア児を手助けする機会が生じる場合もあることから、教育・保育施設等は、事故のリスクを軽減するため、手助けする医療的ケアの内容やその範囲、それぞれの器具の重要性や取扱いについて一定の理解が可能な幼児を対象として説明し、その行程をしっかりと見守る体制を確保しなければなりません。

(2)教育・保育施設等内での感染症の対応

教育・保育施設等での感染症対策については、「保育所における感染症ガイドライン（厚生労働省）」に準じた対応を行います。

教育・保育施設等は、感染症が発症した場合の対応について、事前に保護者を通じて、主治医に確認しておき、その内容について保護者と共有します。

教育・保育施設等内で感染症が流行している場合は、速やかに保護者へ感染情報を共有するとともに、予め保護者と共有している内容に沿って対応確認します。



第4章 関係機関との連携

1 医療機関との連携

(1) 主治医医療機関との連携

- ① 施設長や医療的ケア実施者は、教育・保育施設等で適切に医療的ケアを実施するため、必要に応じて、保護者の同意のもと、「医療的ケア指示書」(別紙様式第2号-1またはこれに準ずる様式)や情報提供書の内容や緊急時の対処法等を確認しておくこと。
- ② 教育・保育施設等は、医療的ケア児の体調の急変や緊急時に備え、速やかに主治医医療機関と連絡できるように協力体制を整えておくこと。
- ③ 教育・保育施設等は必要に応じて、医療的ケア児の状態にかかる定期的な評価、行事や園外活動へ参加状況、医療的ケア児の成長に伴う変化、医療的ケアの内容や配慮事項の変更などについて、保護者を通じて主治医への相談を依頼・確認すること。なお、主治医相談等にかかる経費の負担は、保護者負担とする。

(2) 嘱託医との連携

- ① 教育・保育施設等は、医療的ケア児に対する医療的ケアに関する指示等については、主治医の指示に従うことを基本としますが、緊急時対応など主治医の指示を仰ぐ時間的余裕がない場合は、地域医療との連携も想定されることから、保護者の同意のもと、教育・保育施設等の嘱託医との情報共有を図ること。
- ② 前述の情報共有にあたっては、健康診断等における健康状態に関する情報や医療的ケア内容等既往歴や現病歴も対象とすること。
- ③ 教育・保育施設等は、施設内の感染症対策などに関しても、医療的ケア児の受入れ体制状況に応じて前述同様に嘱託医の助言を求めること。

(3) 地域の医療機関(かかりつけ医・訪問看護)等との連携

教育・保育施設等は、医療的ケア児に地域の医療機関(かかりつけ医・訪問看護)がある場合は、保護者の同意のもと、当該医療機関との情報共有を行います。

(4) 消防との連携

緊急時に備え、消防に医療的ケア児の教育・保育施設等利用や救急搬送先を知らせておく場合もあるため、教育・保育施設等は、必要に応じてこれらの関係機関と連携を図ります。

(5) かかりつけの地域の薬局との連携

教育・保育施設等は有事の際に地域の調剤薬局と連携が取れるよう、地域の薬局の場所の把握に努めます。(沖縄県薬剤師会 HP 参照：
<https://www.okiyaku.or.jp/kenmin/map>)

2 福祉関係機関との連携

(1) 医療的ケア児等コーディネーターとの連携

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児と必要な医療・福祉・教育などの社会資源をつなぐ役割を担う者で、教育・保育施設等職員が医療的ケアを行う場合の助言などにも対応しています。教育・保育施設等は、医療的ケア児にかかる保育の実施にあたり当該医療的ケア児が利用する障害福祉サービスの情報を把握するため、支援者連絡会等への担当コーディネーターの参加を求め、その連携を図ります。

(2) 相談支援専門員との連携

① 医療的ケア児の中には障害児通所支援事業所等(障害児福祉サービス)を利用している場合もある。障害児福祉サービスの利用にあたっては、相談支援事業所の相談支援専門員が「障害児支援利用計画」を作成し、定期的なモニタリングを実施し、計画を見直すこと。

② 障害児福祉サービスの内容を更新・変更等する際には、相談支援専門員の招集によるサービス担当者会議の場に、医療的ケア児の関係機関担当者や保護者が参加し、療育等の併行通園における週間計画や、教育・保育施設等における一日の流れの振り返り等にかかる情報を求める場合もある。教育・保育施設等においては、療育と保育が一体的に支援できるよう相談支援専門員をはじめ療育関係機関との連携を密にしていくこと。

3 保健関係との連携

子育て応援課では安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで身近で相談支援を行う「伴走型相談支援」を実施しています。

- ① 医療的ケア児の受け入れ可能性の検討や医療的ケア実施に向けた検討などの各段階において、医療的ケア児の状況を把握している地区担当保健師等の参画を求めるとして、保健的視点から助言を得ることが望ましい。
- ② 医療的ケア児の受け入れ後も、必要に応じて医療的ケア児とその家族の気持ちに寄り添いながら地域で医療的ケア児が過ごしやすいよう、地区担当保健師は課題解決に向けて検討することが望ましい。

4 保護者との連携

教育・保育施設等における医療的ケアの実施には保護者の理解や協力が最も重要です。受け入れ可能性の検討や医療的ケアの実施に向けて、以下に挙げる項目その他必要な事項について、連携を図ることが大切です。

- ①緊急時の連絡手段確保すること。
- ②集団生活の可否や医療的ケアへの対応について検討するために、子どもの状況等に関する情報提供や面談等へ協力すること。
- ③原則として医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、消耗品等の準備並びに点検及び整備を行うこと。
- ④入所後、状況に応じて必要となったケアに係る物品を保護者で用意してもらうことや調整していただくことがあり得ること。
- ⑤日々の健康状態や医療的ケアの実施状況について教育・保育施設等に伝達し、十分に情報共有すること。
- ⑥医療的ケアの内容の見直しに関わる情報は速やかに教育・保育施設等に伝達すること。
- ⑦医療的ケア実施者の不在等により教育・保育施設等での医療的ケアが実施できない場合があること。

5 教育関係(糸満市教育委員会・小学校・特別支援学校)との連携

すべての子どもにおいて、切れ目のない支援が重要であり、医療的ケア児の円滑な就学に向けては、学校や教育委員会との連携が重要です。

① 就学に向けて、保護者と教育・保育施設等がともに学びの場の検討を行い、その子の障がいや特性に合わせた学びの場を案内する。その後、保護者の同意のもと、糸満市教育委員会の就学支援委員会*に申請を行う。その際、教育・保育施設等は、医療的ケア児の健康状態、保育での対応などを教育委員会と情報共有し、連携することが重要である。

② 教育・保育施設等は、受け入れ就学先に「保育/指導要録」や「個別支援計画」等も活用しながら、教育・保育施設等での様子を伝え、就学先における医療的ケア児の受け入れ体制の確保のために必要な支援・調整が行われるようにする。

*「就学支援委員会」とは、教育委員会の中に設置されており、児童の就学先を、①本人の教育的ニーズ②本人および保護者の希望③教育・医学・心理学的見地からの意見を踏まえて総合的に判断・決定する委員会です。

6 その他

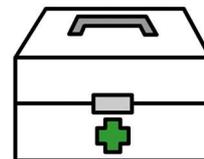
医療的ケア児とその保護者が転入または転出した場合は、保育こども園課は、必要に応じて、転入元または転出先の市区町村と当該児童に関する情報を共有するなどして、切れ目のない支援が提供されるよう努めることが大切です。

第5章 安全管理について

1 緊急時への対応

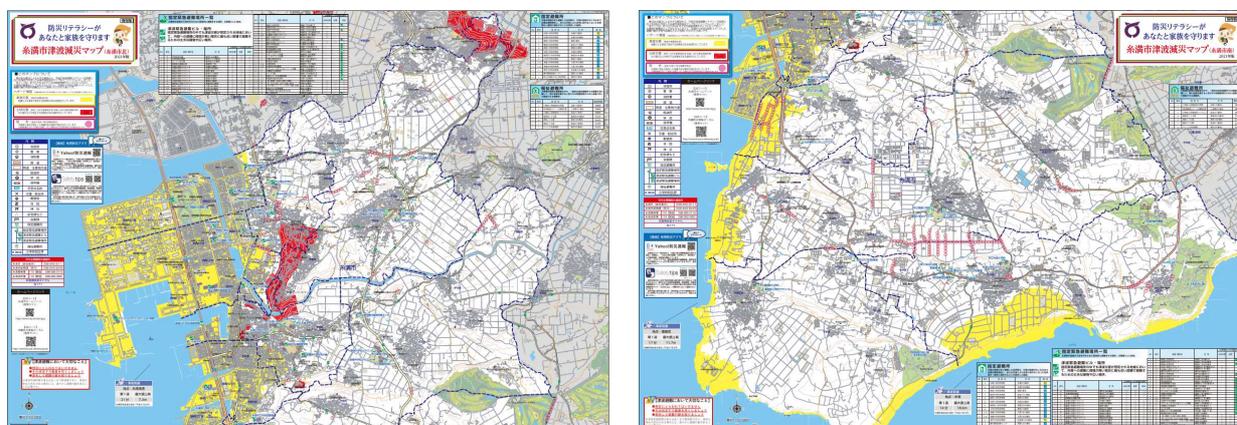
緊急時への対応として以下の事項について留意します。

- ①教育・保育施設等は、急な体調の変化や想定されるリスクを抽出し、個別に「緊急時対応マニュアル(フローチャート等)」を作成し、役割分担、対応内容、注意事項等の安全管理体制をあらかじめ整備しておくこと。
- ②個別の「緊急時対応マニュアル」には、事前に保護者や主治医医療機関に確認した緊急連絡先や緊急時の対応方法などを記載すること。
- ③施設長はその内容を全ての職員で共有し、緊急時に適切な対応ができるよう定期的に訓練を実施すること。
- ④保育中に医療的ケア児の体調変化や医療的ケアが困難となった等の理由により、保育の継続が困難であると判断した場合には、保育利用時間の途中であっても、保護者にお迎えを依頼すること。
- ⑤救命の必要を要する事態においては、現地での可能な救命活動のほか、救急要請・医療機関への搬送手配を行ったうえで、保護者へ連絡を速やかに行うこと。



2 災害時への備え・対応

本市においては、海拔の低い地域や津波災害警戒区域に所在する教育・保育施設等が複数あり、これらの地域に通園・通所する医療的ケア児については、避難に多くの時間や人的支援、物的準備が必要です。自分の住んでいる地域の危険性を把握するために、糸満市が作成した「糸満市津波減災マップ」を活用しましょう(<https://www.city.itoman.lg.jp/site/bousai-itoman/22579.html>)。津波等の災害発生時における医療的ケア児の安全確保には、通常の避難行動では対応が難しい状況を想定し、事前の備えや対応方針、体制の明確化が必要です。



※糸満市津波減災マップの縮小版

平時から教育・保育施設等は備えと連携体制の構築に努めることは大切です。

(1) 避難の優先順位

災害時には、避難するかどうか、そして避難する場合にはタイミングを見極めることが重要です。医療的ケア児の避難にあたっては、「保護者への引き渡し」を原則とせず、「命を守るための速やかな避難」を最優先とします。

(2) 避難の判断基準

特に災害のリスクが高い地域* では、津波災害における避難行動の判断に際し、以下のような早期対応を基本とします。

- 津波注意報：医療的ケア児については避難準備を開始し、職員体制の確保、保護者連絡体制の確認を行います。
- 津波警報：医療的ケア児を含む全児童の即時避難を原則とします。なお、強い揺れや地震直後に津波の発生が予測される場合は、津波情報の発表を待たず、先行的に避難を開始することも検討すること。

*津波災害警戒区域と同等が必要と考えられる区域

災害発生時については、基本的には、教育・保育施設等で整備されている災害対策に関するマニュアルに沿って対応しますが、以下の①～④に留意し、平時から次の事項を確認・共有・準備をしておくことが大切です。

①避難時の配慮事項の整理

教育・保育施設等は、医療的ケア児の状態に応じた避難時に必要な配慮事項を抽出し、「災害時対応マニュアル」を作成します。このマニュアルには、避難時の職員による介助方法や避難場所、安全な避難経路、避難先への移動手段、さらにお薬手帳等の持ち物リスト(参考資料:障害福祉課発行の災害時準備物品リスト等)を事前に確認しておくこと。

②医療的ケア児に必要な機材・物品の準備

医療的ケアにかかわるすべての教育・保育施設等職員は、医療機材や物品を持ち出せるように、予め必要な機材や物品のリストを事前に作成します。このリストには、物品名に加え、写真、対応手順書、医療機関の連絡先等も一覧化し、定期的なメンテナンスを保護者に依頼しておくこと。

③医薬品・消耗品の確保

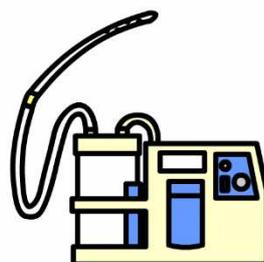
教育・保育施設等は、一次避難に別の場所に避難する場合に備え、医療的ケア児に必要な医薬品や消耗品等を事前に確認・確保しておくこと。

④停電・断水時の備え

教育・保育施設等は、停電や断水を想定し、電気や水が使用できない状態に備え、医療機器(人工呼吸器・喀痰排出補助装置・たん吸引器・酸素濃縮器等)のバッテリーや非常食・飲料水の確保について、保護者と共に確認しておくこと。

⑤連絡手段の確認

教育・保育施設等は、災害時に電話等が不通となり、保護者がすぐに迎えに来られない場合を想定し、保護者との連絡方法や避難確保に関する行動手順を事前に確認しておくこと。



3 事故報告やインシデント管理について

教育・保育施設等は、重大な事故を未然に防止することを目的として、事故やヒヤリハット*が発生した場合については、「(別紙様式第 7 号)医療的ケアに関する事故報告書(ヒヤリハットを含む)」を用いて積極的に記録します。また、事故やヒヤリハットの原因について分析し、防止策を検討したうえで、必要な対策を講じ、施設全体で情報共有を行い、再発の防止に取り組みます。なお、「(別紙様式第 7 号)医療的ケアに関する事故報告書(ヒヤリハットを含む)」については、事例が発生次第、第一報を原則当日中に保育こども園課に電話等で行い、その後、速やかに報告書を作成し、保育こども園課に提出します。

- ①保育中や登園・降園時に起こった事故やヒヤリハットについて、職員全体で情報共有を行うこと。
- ②教育・保育施設等は、医療的ケアに関する手順にかかる役割分担や注意事項等について緊急時対応マニュアルを整備しておくこと。
- ③前述のマニュアルについて施設長を含む全ての職員が理解を深めるため、施設内研修等によるフォローアップを行うこと。

*ヒヤリハットとは、「ヒヤリ」「ハッ」とした出来事で、事故報告が不要な「受診に至らない小さな怪我」や「誤飲」、「負傷はないがヒヤリとした事例」のことをさします。

4 訓練の実施について

- ① 教育・保育施設等は、職員の危機管理意識の向上と、緊急時や災害時に備え、予め定めたマニュアルに沿って、落ち着いて適切な対応ができるよう、医療的ケアにかかわるすべての職員が関連するマニュアルを理解し、訓練や研修を通じて対応できる状態にしておくこと。
- ② 教育・保育施設等は、訓練を行う場合、医療的ケア児の避難行動における安全配慮事項を確認したうえで、訓練内容についても様々な角度からリスクを想定し、より現実的な避難行動を確保することを念頭に、職員会議等の場を利用して、多職種の職員が参加し、検討を加えていくこと。
- ③ 実施した訓練で確認された課題については、関係機関で共有し、それら課題の解決・解消に向けた対策の検討を行うこと。そのうえで、教育・保育施設等は、その施設が担うべき課題と整理された事項について、速やかにその解決に向けて努めること。

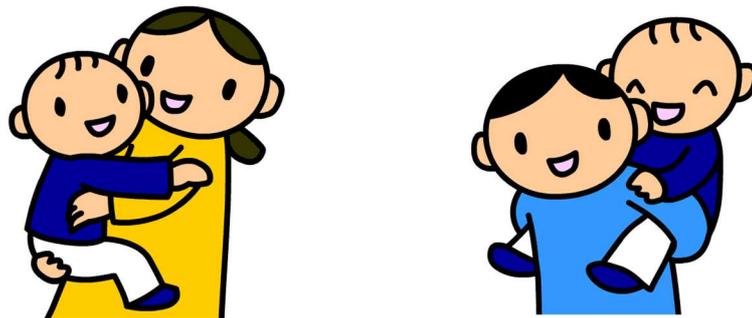
第6章 その他

1 職員のスキルアップに対する支援

①教育・保育施設等においては、子どもの発達過程や疾病の状況等を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するとともに、子どもの健やかな成長につながるよう、保育を行うことが求められる。市は医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、定期的な研修等の機会確保に努めること。

②教育・保育施設等は、職員が医療的ケアに関する理解を深めるため、疾患や医療的ケア内容、衛生管理、感染症予防等について職員研修を実施する。この研修は当該クラスの職員だけでなく、全職員に対して実施し、共通認識を深める。また、医療的ケア実施者が医療的ケアを実践交流する機会を設定し、職員のノウハウの蓄積につなげていくこと。

③教育・保育施設等は、医療的ケアの実施に関して主治医からの直接の指示や手技手順の研修が受けられるように調整すること。



参考文献

- 保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会. (平成 31 年 3 月).「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン 医療的ケア児の受け入れに関する基本的な考え方と保育利用までの流れ」.
- 事務局公益財団法人日本訪問看護財団 文部科学省令和元年度学校における医療的ケア実施体制構築事業. (令和 2(2020)年 3 月).「学校における医療的ケア実施対応マニュアル【看護師用】」.
- 保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会. (令和 3 年 3 月).「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」.
- 那覇市. (2023 年 1 月).「那覇市就学前教育・保育施設における医療的ケア実施ガイドライン」.
- 沖縄県. (令和 3 年 8 月).「喀痰吸引制度について」.
https://www.pref.okinawa.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/001/006/837/kakutankyuinseidor3-8.pdf
- 横浜市子ども青少年局. (令和 4 年 9 月(令和 5 年 4 月一部改訂)).「保育所等における医療的ケア児受け入れ推進ガイドライン」.
- 糸満市障害福祉課. (令和 5 年 3 月).「糸満市医療的ケア児等実態調査結果報告書」.
<https://www.city.itoman.lg.jp/soshiki/14/14494.html>
- 沖縄県教育委員会. (令和 5 年 3 月).「沖縄県立学校医療的ケアガイドライン(改訂)」.
- 糸満市教育委員会. (令和 5 年 12 月).「糸満市立学校医療的ケアガイドライン」.
- 厚生労働省.「リスクマネジメントマニュアル作成指針」.
https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/sisin/tp1102-1_12.html
- 国立研究開発法人国立成育医療研究センター(2024 年 3 月改訂版 3 版).「医療機器が必要な子どものための防災対策マニュアル～電源確保を中心に～」.
- 糸満市. (2021 年版).「防災リテラシーがあなたと家族を守ります 糸満市津波減災マップ 保存版」.
- こども家庭庁. (令和 6 年 3 月).「保育所における医療的ケア児の災害時対応ガイドライン」.

資料編(様式)

	様式	様式	作成者	提出先
①	医療的ケア実施申請書	別紙様式第 1 号	保護者	保育こども園課
②	医療的ケア指示書	別紙様式第 2 号-1 (またはこれに準ずる様式)	主治医	保育こども園課 施設長 医療的ケア実施者
③	医療的ケア確認及び協力願い書	別紙様式第 2 号-2	施設長	主治医
④	医療的ケアの実施について	別紙様式第 3 号-1	市長	保護者 施設長 医療的ケア実施者
⑤	医療的ケアの実施保留通知書	別紙様式第 3 号-2	市長	保護者
⑥	医療的ケア実施終了申請書	別紙様式第 4 号-1	保護者	市長
⑦	医療的ケア実施終了決定書	別紙様式第 4 号-2	市長	保護者 施設長 医療的ケア実施者
⑧	医療的ケア実施記録連絡票	別紙様式第 5 号-1 (またはこれに準ずる様式)	保護者	施設長 医療的ケア実施者
⑨	医療的ケア実施記録書	別紙様式第 5 号-2 (またはこれに準ずる様式)	医療的ケア実施者	施設長
⑩	医療的ケア月別業務実施報告書	別紙様式第 6 号-1	医療的ケア実施者	保育こども園課
⑪	医療的ケア実施計画書	別紙様式第 6 号-2	医療的ケア実施者	保育こども園課
⑫	医療的ケアに関する事故報告書	別紙様式第 7 号	医療的ケア実施者 施設長	保育こども園課
参考	災害時準備物品チェックリスト			

____年度 医療的ケア実施申請書(新規・継続)

____年 ____月 ____日

糸満市長

申請者 住所 _____

保護者氏名 _____ 印

医療的ケアに係る条件内容を踏まえ、医療的ケアの実施を依頼したく、主治医の指示書を添えて申請します。

記

1. ____歳児クラス 氏名: _____

2. 依頼する医療的ケア

<input type="checkbox"/> 酸素療法	<input type="checkbox"/> 服薬管理
<input type="checkbox"/> 吸入(ネブライザー)	(頻度: ____回/日)
<input type="checkbox"/> 吸引(口腔・鼻腔・気管カニューレ内)	(頻度: ____回/日または ____時間毎)
<input type="checkbox"/> 導尿	(頻度: ____回/日または ____時間毎)
<input type="checkbox"/> 経管栄養(鼻腔・胃ろう・腸ろう)	(頻度: ____回/日)(食間水 ____回/日)
<input type="checkbox"/> 血糖測定	(頻度: ____回/日)
<input type="checkbox"/> インスリン注射	(頻度: ____回/日)
<input type="checkbox"/> 人工肛門の管理	<input type="checkbox"/> 気管切開の管理
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器の管理
(_____)	(_____)

3. 主治医について

(1)病院・医院名

(診療科)

(2)主治医

4. 添付書類

____年度「医療的ケア指示書」(別紙様式第 2 号-1)

5. 医療的ケア実施に係る条件内容(裏面、確認 を入れたもの)

施設における医療的ケアの実施に当たっては、保護者の理解や協力が不可欠であるため、裏面の事項に関して共通理解をお願いいたします。

* 5 医療的ケア実施に係る条件内容(確認 お願いいたします。)

安全安心な医療的ケア実施に係る協力体制について

- お子様の健康状態、医療的ケアの内容や頻度、想定される緊急時の対応などについて、あらかじめ施設へ説明し、施設で実施可能な医療的ケアの範囲について双方で共通理解を図ることになります。
- 保護者または保護者代理の付添い協力(慣れる保育)に関しては、施設での状態の安定や医療的ケア実施体制の条件が整えば、緩和されることになります。
- 申請から施設での医療的ケアが開始されるまでは、当該児童の安全を確保し、衛生を配慮した体制を整備していくためにも支援者連絡会への参加を求める場合があります。
- 運動会や施設行事等で医療的ケア実施者の対応が困難となる場合、保護者が付添い、医療的ケアを行ってもらう場合があります。

登園時-施設での健康チェックについて

- 登園時・降園時は、健康チェックを受け、三者(保護者・医療的ケア実施者・担任保育士)で健康状態の確認および引き継ぎを行います。
- 毎日の連絡及び医療的ケア児の健康状態について「医療的ケア実施記録連絡票」や連絡帳で情報共有を行います。また、定期で主治医に受診し、健康管理をお願いします。必要時には、施設職員が受診に同行し、主治医との面談を行うことがあります。
- 登園時の健康チェックで三者の確認において健康状態がすぐれないと施設が判断した場合は、早退していただく場合があります。
- 体調面が気になる場合や、保育活動への参加が難しいと判断した場合、迎えを依頼し、早退していただく場合があります。保護者の都合がつかない場合、保護者の責任のもと、第二、第三の緊急連絡先に連絡を取り、迎えていただきます。
- 退院後、長期欠席後にはじめて登園する際は、状態把握やケア確認のため保護者が同伴し、状態の情報交換を行います。また、状態に応じて保護者の付添いの協力をお願いします。

食事について

- 教育・保育施設等での食事を提供する際、食べたことがある食材の聞き取りを行います。また、医療的ケア児の現在の食事形態及び嚥下の確認等を行うために面談を実施することがあります。場合によっては施設での食事の対応ができないこともあることをご了承ください。
- 施設での医療的ケア児の受け入れにあたり、訪問看護ステーションなどの医療関係機関と継続的に相談できる協力体制を求めることがあります。

施設行事への対応について

- 施設行事(園外保育等)への参加は、当日の医療的ケア児の体調および園外保育場所、内容、条件を考慮したうえで、参加の可否を決定します。

その他

- 医療的ケア児の医療的ケアに必要な物品や消耗品は、原則として保護者が準備します。
- 医療的ケアは 1 年更新であり、その都度、必要書類を提出します。これに係る諸経費(文書料)は保護者負担となります。

年度 医療的ケア指示書(その1)

糸満市 保育こども園課、教育・保育施設長、医療的ケア実施者 殿

標記の件について、下記のとおり指示いたします。

児童名	生年月日	年	月	日
主たる疾患名				

※該当の指示内容に (チェック)・数値等を記入してください。

<input type="checkbox"/> 吸引 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 気管切開部の管理 <input type="checkbox"/> 胃・腸ろう部の管理 <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> 吸入 <input type="checkbox"/> 酸素管理 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器の管理 <input type="checkbox"/> 血糖値測定等 <input type="checkbox"/> 人工肛門 <input type="checkbox"/> その他()	
喀痰吸引	<input type="checkbox"/> 鼻、口からの吸引 吸引カテーテルのサイズ()Fr. 吸引圧()cmH ₂ O 以下 鼻からの挿入の長さ()cm 口からの挿入の長さ()cm 注意点など[] ※持続吸引について 吸引カテーテルのサイズ()Fr. 吸引圧()cmH ₂ O 部位(鼻・口) 挿入の長さ()cm 注意点など[] <input type="checkbox"/> 気管カニューレからの吸引(または気管内吸引) 吸引カテーテルのサイズ()Fr. 吸引圧()cmH ₂ O 以下 カニューレ入り口からの挿入の長さ()cm 注意点など[]
経管栄養	種類 <input type="checkbox"/> 鼻腔留置チューブ サイズ()Fr. 挿入長さ()cm <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう <input type="checkbox"/> 栄養剤注入 栄養剤 実施時間(:)(:) 内容・量()注入時間(分~ 分) <input type="checkbox"/> 胃残量が()未満の時は そのまま予定量を注入する <input type="checkbox"/> 胃残量が()ml 以上()ml 未満の時() <input type="checkbox"/> 胃残量が()ml 以上の時() <input type="checkbox"/> 胃残の色に異常がある(褐色・黄色・緑色)場合は() <input type="checkbox"/> その他、胃残の性状に異常がある場合の対応() <input type="checkbox"/> 水分注入 実施時間(:)(:) 内容() 1回量() 注入速度(分~ 分) <input type="checkbox"/> 胃残量が()未満の時は そのまま予定量を注入する <input type="checkbox"/> 胃残量が()ml 以上()ml 未満の時() <input type="checkbox"/> 胃残量が()ml 以上の時() <input type="checkbox"/> 胃残の色に異常がある(褐色・黄色・緑色)場合は() <input type="checkbox"/> その他、胃残の性状に異常がある場合の対応() <input type="checkbox"/> 薬剤注入 実施時間(:)(:) 注意点など[] <input type="checkbox"/> 胃からの脱気 脱気のタイミング ・注入前 ・注入中 ・注入後 ・その他(:)(:) 注意点など[]
気管切開部の観察	<input type="checkbox"/> 単純気管切開 <input type="checkbox"/> 喉頭気管分離 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 肉芽について 有・無・検査(ヶ月毎)・不定期(最終検査 年 月) カニューレの種類()内径()mm 入口から先端までの長さ()cm 緊急判断基準:カニューレ抜去時や、気管切開部・気管内出血への対応など []
胃・腸ろう部の観察	①チューブの種類() サイズ()Fr. ()cm 挿入 バルンの水の量()ml Yガーゼ 有・無 ②チューブの種類() サイズ()Fr. ()cm 挿入 バルンの水の量()ml Yガーゼ 有・無 緊急判断基準:チューブ抜去時の対応など []

____年度 医療的ケア指示書(その2)

児童名	生年月日	年	月	日
導尿	実施時間(:)(:)(:)(:)(:) カテーテルの種類() サイズ()Fr. 尿道に挿入する長さ()cm 用手圧迫(可・不可) 注意点など[]			
吸入薬液	吸入時間(:)(:) 吸入薬内容/量(/)(/)(/) 注意点など[]			
管酸素	酸素流量()L/分 SPO2()%以下の場合[] 注意点など[] 緊急判断基準:低酸素状態等の対応など []			
人工呼吸器のチエック	設定:[] 本人の状態及び呼吸器の作動状況についての注意点 [] 起こりやすいトラブルと対処方法 [] 条件:			
測定等値	測定時間(:)(:) 緊急判断基準:低血糖状態等の対応(インスリン投与量、経口・経管等の対応など) []			
てんかん	緊急判断基準:てんかん発作時の対応。 薬剤 [] タイミング []			

*本児が集団生活を送るうえで①～⑩の項目についてお答えください。

- | | | | |
|--------------|------|--------------|--------|
| ①健康状態についての配慮 | 要・不要 | ②食事についての配慮 | 要・不要 |
| ③排泄についての配慮 | 要・不要 | ④睡眠についての配慮 | 要・不要 |
| ⑤運動についての配慮 | 要・不要 | ⑥屋外運動についての配慮 | 要・不要 |
| ⑦感覚異常 | 有・無 | ⑧コミュニケーション | とれる・苦手 |
| ⑨ことばの遅れ | 有・無 | ⑩その他特記すべき配慮 | 有・無 |

緊急時の対応、またはその他特記すべき配慮があればご記入ください。

指示期間(年 月 日～ 年3月31日)

記入日 年 月 日

医療機関名

住所

電話番号

医師名

印

(別紙様式第2号-2)

施設長➡主治医

第 号

年 月 日

主治医 先生

施設名

代表者名

年度 医療的ケア確認及び協力願い書

日頃より、特別支援教育・保育に深いご理解とご配慮を賜り、ありがとうございます。

さて、先に指示書をいただきました児童について、施設として下記のように実施することをご了知いただきますとともに、下記の事項につきまして、ご指摘、ご教示いただきますようお願い申し上げます。

記

1 氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 _____ 歳児クラス

2 医療的ケアの内容と範囲

3 確認事項

(別紙様式第3号-1)

市長➡保護者、施設長、医療的ケア実施者

第 号
年 月 日

様

糸満市長

年度 医療的ケア実施について

先に提出いただきました「医療的ケア実施申請書」(別紙様式第1号)にもとづき、医療的ケアの実施を決定いたしました。

については、下記のとおり通知いたします。

記

1 氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 _____ 歳児クラス

2 医療的ケアの内容と範囲

別紙「医療的ケア指示書」に詳細は記載。

3 医療的ケアを実施する期間

年 月 日 より 年3月31日まで(休業日は除く)

(別紙様式第3号-2)

市長→保護者

第 号
年 月 日

様

糸満市長

年度 医療的ケア実施保留通知書

先に提出いただきました「医療的ケア実施申請書」(別紙様式第1号)及び「医療的ケア指示書」(別紙様式第2号-1)にもとづき、糸満市教育・保育施設等医療的ケア実施等検討会議で検討の結果、次の理由により保留となりましたので通知いたします。

記

1 氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 _____ 歳児クラス

2 保留理由:

3 保留の有効期限:

4 備考:

年度 医療的ケア実施終了申請書

年 月 日

糸満市長

保護者氏名 _____ 印

このたび、下記の理由で医療的ケアの実施を終了することになりました。
ついては、下記の期日をもって医療的ケアの実施を終了することを申請いたします。

記

1 氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 _____ 歳児クラス

2 医療的ケアを終了する期日 _____ 年 月 日

3 医療的ケアを終了する理由

年度 医療的ケア実施終了決定書

年 月 日

_____様

糸満市長

このたび、「医療的ケア実施終了申請書」を受け取りました。
については、申請書のとおり医療的ケアを終了することを決定いたします。

記

1 氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 _____ 歳児クラス

2 医療的ケアを終了する期日 _____ 年 月 日

年度 医療的ケア実施記録書

児童名:		年 月 日	
実施担当者:		所属(役職):	
時間	医療的ケアの内容	実施場所	特記事項
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
		医療的ケア 実施者	確認 (施設長)
			確認 (保育士)

2ページ目 あり・なし

年 月 日

糸満市長

- (施設名)
- (代表者名)
- (所在地)
- (連絡先)

医療的ケア実施計画書

糸満市医療的ケア実施要領第7の規定により医療的ケア児に対する医療的ケアについて実施計画書を提出します。

児童名	ふりがな	男 女	年 齢	歳	生年 月日	年 月 日生
作成者	(職名)	(氏名)				
実施 担当者	(職名)	(氏名)				
医療的ケアの内容		実施手順			準備物・留意点	

予想される緊急時の対応

予想される緊急時の状態	対応

医療的ケアに関する事故報告書(ヒヤリハットを含む)

該当する項目に✓	<input type="checkbox"/> ヒヤリハット <input type="checkbox"/> 事故報告			
児童名:			生年月日:	年 月 日
記入日	年 月 日	保育こども園課受取日	年 月 日	
記録者名:	保育士 医療的ケア実施者	施設名:		
主たる疾患名:				
医療的ケアの内容				
<input type="checkbox"/> 酸素療法	<input type="checkbox"/> 吸入(ネブライザー)	<input type="checkbox"/> 吸引(口腔・鼻腔・気管カニューレ内)	<input type="checkbox"/> 導尿	<input type="checkbox"/> 経管栄養(鼻腔・胃ろう・腸ろう)
<input type="checkbox"/> 血糖測定	<input type="checkbox"/> インスリン注射	<input type="checkbox"/> 人工肛門の管理	<input type="checkbox"/> その他	
()				
発生状況				
発生日時:	年 月 日 時 分	発生場所:		
原因	<input type="checkbox"/> 確認不足	<input type="checkbox"/> 観察不足	<input type="checkbox"/> 情報不足	<input type="checkbox"/> 知識不足
要因	<input type="checkbox"/> 技術不足	<input type="checkbox"/> 伝達不足	<input type="checkbox"/> 連携ミス	<input type="checkbox"/> 判断ミス
背景	<input type="checkbox"/> 転記ミス	<input type="checkbox"/> 操作ミス	<input type="checkbox"/> 設備・環境	<input type="checkbox"/> 機械の整備不良
など	<input type="checkbox"/> 忘れ	<input type="checkbox"/> 聞き違い	<input type="checkbox"/> 思い込み	<input type="checkbox"/> 自己判断
(複数可)	<input type="checkbox"/> 繁忙	<input type="checkbox"/> 疲労	<input type="checkbox"/> 体調不良	<input type="checkbox"/> 焦り・パニック
	<input type="checkbox"/> その他			
具体的な発生状況(児童の様子・保育状況・場所等)				
教育・保育施設等での対応	<input type="checkbox"/> 施設長への報告	有(時 分)・無		
	<input type="checkbox"/> 保護者への報告・説明	有(時 分)・無		
	<input type="checkbox"/> 主治医への報告	有(時 分)・無		
	<input type="checkbox"/> 保育こども園課への報告	有(時 分)・無		
処置と経過	病院での受診 有(医療機関名:)・無			
今後の対策				

*治療に要する期間が30日以上の場合は、別途事故報告書が(国様式)が必要です。

災害時準備物品チェックリスト

作成日：_____年 月 日

名前	住所
	電話番号

災害時準備物品のチェックリストについて

糸満市自立支援協議会(子ども部会)では、医療的ケアが必要なお子さんのいるご家庭で、台風等の災害時に備え、日頃から準備を進めていけるよう、「災害時準備物品チェックリスト(以下チェックリスト)」を作成しました。災害対策にご活用ください。
担当している相談員と一緒に、災害時に備え、何が必要か確認しておきましょう。
行っている医療的ケアが変わる際は、再確認しましょう。

災害時連絡先	施設	施設名・担当者	電話番号	施設	電話番号
	※災害時は電話がつながりにくくなります。	<input type="checkbox"/> 病院			<input type="checkbox"/> 沖縄電力 ※念のため
<input type="checkbox"/> 訪問看護					
<input type="checkbox"/> 計画相談事業所				<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 人工呼吸器取り扱い					
<input type="checkbox"/> 酸素取り扱い業者				<input type="checkbox"/> その他 ()	

医療的ケアを要する要配慮者(障害者・児)で在宅で暮らす糸満市民及びその付添人を対象として、津波警報等発令時、台風接近時、大規模停電発生時などの場合に糸満市がその避難所の設置が必要と認める場合に、西崎病院及び関連施設内に一時避難所を開設いたします。
同避難所の利用には、事前登録が必要です。利用登録は右側のQRコードから登録してください。また、登録後の実際の利用にあたっては施設管理者(西崎病院)の指示に従ってご利用ください。



- ◎ チェックを入れたら主治医や医療機器業者さんにも内容を確認してもらいましょう。
- ◎ 3日分を目安に準備しましょう。

災害時準備チェックリストに関するお問い合わせ
糸満市障害福祉課 098-840-8103

必要な医療的ケア	準備するもの	停電時(避難時)どうする
<input type="checkbox"/> 人工呼吸器	→ <input type="checkbox"/> 外部バッテリー ※充電しておく (人工呼吸器メーカーの正規品または医療用携帯バッテリーが良い) 作動時間を確認しておく。内部バッテリー()時間 + 外部バッテリー()時間 <input type="checkbox"/> アンビューバック <input type="checkbox"/> 呼吸器回路、気管カニューレ(予備)	1 ブレーカーの確認 2 ブレーカーが落ちてなければ、外部バッテリーの作動を確認 3 復旧しない時は外部バッテリーにつなぎましょう。※外部バッテリーは、常に人工呼吸器につないでおくタイプのももあります。 備考 沖縄電力HPで復旧の見込みを確認しましょう。沖縄電力に連絡の必要性が生じた時のため、番号(電気ご使用量のお知らせなどに記載)を確認しておくといでしょう。 電気番号()
<input type="checkbox"/> 気管切開	→ <input type="checkbox"/> 人工鼻 <input type="checkbox"/> その他()	
<input type="checkbox"/> 酸素療法	→ <input type="checkbox"/> 酸素ボンベ ()本 <input type="checkbox"/> カニューレ	1 酸素濃縮器を酸素ボンベへ切り替える。 ※濃縮器に内部バッテリーがある場合は、ある程度使用できる。持続時間を確認()時間
<input type="checkbox"/> 痰吸引	→ <input type="checkbox"/> 手動式吸引機 <input type="checkbox"/> シリンジ+吸引カテーテル <input type="checkbox"/> 足踏み式吸引機	1 吸引器に内部バッテリーがあるかを確認する。ある場合は、持続時間の確認()時間 2 内部バッテリーがない場合は、①外部電源の準備 または、②電気を 사용하지 ない左記の吸引器を使用。
<input type="checkbox"/> 吸入	→ <input type="checkbox"/> 外部バッテリー で使用できるか確認しておく	1 外部バッテリーを使用する。
<input type="checkbox"/> 腹膜透析	→ <input type="checkbox"/> 腹膜透析液、交換キット類 <input type="checkbox"/> 内臓バッテリーがあれば、常に満充電にしておく。バッテリーの充電があれば電源なしで使用可能か事前に確認しておく。 <input type="checkbox"/> 電池式であれば、電池を用意	1 停電時に在宅で透析を行う必要性があれば、左記を確認した上で実施。 2 避難時は持ち出す
<input type="checkbox"/> 鼻腔栄養	→ <input type="checkbox"/> 経管栄養セット一式	1 持ち出す
<input type="checkbox"/> 胃ろう	→	
<input type="checkbox"/> 導尿	→ <input type="checkbox"/> カテーテル	1 持ち出す
<input type="checkbox"/> 洗腸	→ <input type="checkbox"/> 薬液	1 持ち出す
<input type="checkbox"/> お薬	→ <input type="checkbox"/> 必要なお薬()	1 持ち出す
<input type="checkbox"/> 衛生材料	→ <input type="checkbox"/> ガーゼ <input type="checkbox"/> 手袋(滅菌・未滅菌) <input type="checkbox"/> 蒸留水 <input type="checkbox"/> 生理食塩水 <input type="checkbox"/> アルコール綿 <input type="checkbox"/> 注射器 <input type="checkbox"/> オムツ <input type="checkbox"/> おしり拭き	1 持ち出す
<input type="checkbox"/> その他 ()	→	1